

別記3 条件不利地域補助型経営体育成支援事業

第1 事業の実施

1 事業の実施方針

本事業は、事業実施主体が、条件不利地域補助型経営体育成支援計画（経営規模が小規模・零細な地域において、今後の農業を担う意欲ある経営体の育成・確保を図るために行われる具体的な取組内容及びそれに対する成果目標を定めたものをいう。以下「条件不利支援計画」という。）を作成し、4に掲げる成果目標の達成に向けて実施する助成事業に対して支援するものとする。

2 事業実施地区

条件不利支援計画に基づき実施する事業については、原則として農業振興地域であり、かつ、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する地域内において、集落を最小範囲として行われるものとするが、農業振興地域外であっても、同事業が行われる農業振興地域内の地区と隣接する地域であって、かつ、農業振興地域内で行われる当該事業と一体的に事業を実施することが担い手の育成・確保を実現する上で適当であると認められる地域については、農業振興地域内で行われる事業と併せて、同事業を実施することができるものとする。

- （1）対象地域において、農家1戸あたりの平均農地面積が概ね0.5ha（北海道においては2ha）未満であり、かつ農地面積が0.5ha（北海道においては2ha）未満の農家が概ね5割以上を占める地域
- （2）対象地域の販売農家（経営耕地面積が30a以上又は農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。）に対する副業的農家（1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいない農家をいう。）の割合が7割（北海道においては3割）以上の地域であって、主業農家（農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家をいう。）の割合が1割（北海道においては6割）以下の地域
- （3）農家1戸あたりの平均農地面積が概ね1ha（北海道においては2ha）未満であり、かつ農地面積が1ha（北海道においては2ha）未満の農家が概ね5割以上を占める地域であり、周辺の地域等と比べて、農産物販売金額が低く、又は高齢化率・耕作放棄率が高いなど経営体を育成・確保する必要があると事業実施主体が認める地域

3 事業内容

（1）助成対象者

事業実施主体は、次に掲げる要件のいずれかを満たす団体等を対象として助成を行うことができるものとする。

ア 農家3戸以上が構成員に含まれている団体であって、当該農家が全体の議決権の過半を占める等当該団体の事業活動を実質的に支配すると認められる次に掲げる要件を満たす団体。ただし、（オ）のうち食品製造業者等と連携して別表3-1の1の（5）、（9）及び（10）に掲げる事業内容を実施する場合は、当該農家の出資割合が過半を占める必要はないものとする。

（ア）農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の8第1項に規定する事業を行う法人をいう。以下同じ。）

（イ）農事組合法人以外の農業生産法人

（ウ）特定農業法人（基盤強化法第23条第4項に規定する法人）及び特定農業団体（基盤強化法第23条第4項に規定する団体）

（エ）農用地利用改善団体（基盤強化法第23条第1項に規定する団体をいう。）

（オ）農作業の受託及び共同化、その他農畜産物の生産、加工、販売等を行う法人又は任意団体（集落営農組織を含む。）

イ 次の要件を全て満たす参入法人（農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第14条第1項に規定する事業により農用地を借り受けた特定法人及び農地法（昭和27年法律第229号）第3条第3項の規定又は基盤強化法第18条第3項第3号の規定を受けて農地又は採草放牧地に権利の設定を行う法人をいう。以下同じ。）。

(ア) 3戸以上の農家から利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けて農用地の利用集積を行う又は3戸以上の農家から原料供給を受けて加工等を行う目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

(イ) 会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に定めるものをいう。）にあっては、資本金の額若しくは出資の総額が3億円以下又は常時使用する従業員の数が30人以下の法人（以下「中小企業」という。）であること（中小企業以外から出資を受ける子会社（会社法第2条第3号に定める子会社をいう。）を除く。）。

ウ ア及びイ以外の団体等であって、意欲ある経営体に代わって機械等を導入することが妥当であると事業実施主体が認める農業協同組合、土地改良区、農業委員会及び第三セクター等（地方公共団体、農業協同組合、農業協同組合連合会が主たる構成員又は出資者となっており、かつ、それらの者がその事業活動を実質的に支配することが認められる法人をいう。以下同じ。）。

(2) 助成対象となる事業内容等

ア 助成の対象となる事業内容等は、別表3-1に掲げるとおりとする。

イ 助成の対象となる事業内容は、次に掲げる基準を満たすものとする。

(ア) 個々の事業内容について、単年度で完了すること。

(イ) 事業費が整備内容ごとに50万円以上であること。

(ウ) 原則として、事業の対象となる機械又は施設（中古資材等を活用して施設を整備する場合を含む。）は、残存耐用年数が概ね5年以上20年以下のもの（中古農業用機械である場合には2年以上のもの）であること。

(エ) 整備を予定している機械等が、成果目標の達成に直結するものであること。

(オ) 本事業以外の国の補助事業の対象として整備するものでないこと（融資に関する利子の助成措置を除く。）。

(カ) 都道府県知事が事業実施主体に対して行う条件不利支援計画の承認以前に自ら又は本事業以外の補助事業を活用して着工若しくは着工を予定し、又は整備の完了した機械又は施設を本事業に切り替えて整備するものでないこと。

(キ) 個々の機械等の受益農家数が3戸以上であること。

(ク) 事業費は、地域の実情等に即した適正な現地実行価格により算定されていること。

(ケ) 機械等の規模及び構造等はそれぞれの目的に合致していること。

(コ) 増築、改築、併設若しくは合体の事業又は古品古材の利用による事業でないこと（既存施設又は資材の有効利用等の観点からみて、地域の実情に即し必要があると事業実施主体が認める場合を除く。）。

(サ) 整備する機械又は施設が個人利用及び目的外使用のおそれのないこと。

(シ) 既存の機械等の代替として、同種、同規模又は同効用のものを再度導入するもの（いわゆる更新）でないこと。

(ス) 機械等の設置に当たっては、事業費の低減を図ることに十分留意しつつ、地域の実情や機械等の構造等を勘案の上、立地場所の選定、及び事業名の表示等について、周辺景観との調和に配慮したものであること。

(セ) 助成の対象となる機械等について、助成対象者と当該機械等を利用する者（以下「利用者」という。）との間でいわゆるリース契約を締結するものでないこと（次の要件を満たす場合を除く。）。

a 助成対象者は、農業協同組合、第三セクター等又は農業法人であること。

b 利用者は、助成対象者ごとに次のとおりとすること。

(a) 助成対象者が農業協同組合、第三セクター等の場合にあつては、新規就農者、認定農業者、集落営農組織又は経営発展志向農業者（経営発展を目指す意欲ある経営体として事業実施主体が認める者をいう。）であること。

(b) 助成対象者が農業法人の場合にあつては、次のいずれかに該当する者であること。

i 当該農業法人が農業研修等のために受け入れた者であつて、新たに営農を開始しようとする新規就農者

- ii 当該農業法人との間に農業経営に係る物資の供給又は役務の提供を内容とする取引関係を有する農業法人
- iii 当該農業法人からの出資や資金の融通を受ける農業法人
- c 受益戸数は、3戸以上であること。
- d リース契約の対象となる機械等は、別表3-1の1の(1)から(6)まで又は(8)のいずれかに該当すること。ただし、(1)は農業用機械、温室又は畜舎、(2)は麦及び大豆等に汎用性のあるものに限る。
- e 1年当たりのリース料は、次に掲げる算式により算出される額以下であること。
助成対象者負担相当額(事業費から本事業による助成金の額を控除して得た額をいう)

+ 整備した機械等の年間管理費

整備した機械等の耐用年数

- f 助成対象者が、用地選定、用地交渉、敷地造成、登記、設計、建築及び機械等のメンテナンスを責任をもって実施するものであること。
- g 利用者は、機械等を責任をもって利用し、災害等により当該機械等に異常が起きた場合は、速やかに助成対象者に報告すること。
報告を受けた助成対象者は、速やかに事業実施主体にその旨を報告し、指示を受けること。
- h 助成対象者と利用者との間において締結するリース契約には、リースの目的、期間、利用料、利用料納入の期限及び方法、目的外使用の禁止その他必要な事項を明記すること。

なお、助成対象者は、リース契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとし、リース契約の締結に当たっては、あらかじめ、事業実施主体に協議するものとする。

(ソ) 助成の対象となる機械等が育苗箱、パレット、コンテナ(通い容器的なもの)、運搬台車であって低額なもの及びフォークリフト(回転アーム、プッシュプル又はハイマスト付きフォークリフトを除く。)でないこと。

4 成果目標等

- (1) 本事業の成果目標は、意欲ある経営体の育成・確保とし、別表3-2に掲げる目標項目に関して事業実施地区内の全ての助成対象者が設定するものとし、別表3-2の目標項目ごとの当該目標を設定した経営体の数を当該事業実施地区の成果目標とする。
- (2) 本事業の成果目標の目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

5 実施手続

(1) 条件不利支援計画の作成

事業を実施しようとする事業実施主体は、次の事項を定める条件不利支援計画を作成するものとし、条件不利支援計画の作成に当たっては、当該市町村における各種農業振興に関する計画等との整合に留意するとともに、関係機関等との調整を行うものとする。その際の条件不利支援計画の作成は、経営体育成支援計画書(条件不利地域補助型経営体育成支援事業)(別紙様式第3-1号)により行うものとする。

- ア 事業実施地区の概要
- イ 事業実施地区の成果目標
- ウ 施設整備計画
- エ その他必要な事項

(2) 条件不利支援計画の承認等

- ア 事業実施主体は、(1)で作成した条件不利支援計画を都道府県知事に提出し、その承認を受けるものとする。
- イ 都道府県知事は、アにより提出を受けた条件不利支援計画について、次に掲げる要件を全て満たす場合に当該条件不利支援計画の承認を行うものとする。
(ア) 4の成果目標が市町村基本構想等の当該市町村における今後の農業の担い手の育成・確保を図るための計画の方向に即したものであり、かつ、計画承認年度から3年度

目の設定した目標値が計画承認年度における値から増加するものであること。

(イ) 助成対象者について、事業実施地区におけるモデル的な農業経営としての経営改善効果の発現が見込まれるものであり、原則として別表 3-2 の経営体の成果目標に係る目標項目のうち、1 つ以上の項目について計画承認年度から 3 年度目を目標年度とする数値目標を設定し、経営改善に取り組むものであること。

(ウ) 成果目標が事業実施主体及び助成対象者の取組内容に関連するものであり、当該事業実施地区の発展及び改善につながるものであること。

(エ) 過去に実施した事業との整合が図られていること。

また、助成対象者が設定する目標は、他の補助事業により機械又は施設等を整備した際の目標と重複するものでないこと（助成対象者が目標を設定する時点において、他の補助事業により機械又は施設等を整備した際の目標の目標年次を経過しており、かつ、その目標を達成している場合を除く。）。

ウ 都道府県知事は、当該条件不利支援計画の承認を行うに当たっては、その承認しようとする条件不利支援計画の成果目標の妥当性等について、地方農政局長と協議を行うものとする。その際の成果目標の妥当性等の協議は、条件不利地域補助型経営体育成支援計画成果目標妥当性等協議申請書（別紙様式第 3-2 号）により行うとともに、条件不利支援計画を取りまとめた都道府県別実施計画（条件不利地域補助型）（別紙様式第 3-3 号）を作成し添付するものとする。

(3) 事業の着工

ア 助成対象者は、事業に着工（機械の発注を含む。）する場合は、原則として事業実施主体からの助成金の交付決定に基づき行うものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情による場合は、市町村交付規則等における交付決定前着工に関する規定に基づき、事業実施主体に交付決定前着工届（別紙様式第 3-4 号）が提出されている場合に限り、交付決定前に着工することができるものとする。

イ 助成対象者は、アの事業の着工に当たっては、実施設計書の作成、適切な事業費の積算等を行わせるため入札又は見積もり合わせを行うなどにより事業費の低減に努めるものとする。また、このことについて、事業実施主体は助成対象者に周知・指導等を行うものとする。

ウ 事業実施主体は、助成対象者がアにより交付決定前に着工する場合は、事業の内容が的確となり、かつ、補助金の交付が確実となってから着工するよう指導するものとする。

また、この場合、交付決定までのあらゆる損失費用は助成対象者自らの責任となることを了知させるものとする。

なお、事業実施主体は、助成対象者が交付決定前に着工した場合には、交付申請書の備考欄に着工年月日及び交付決定前着工届の日付及び文書番号を記載するものとする。

エ 事業実施主体は、助成対象者がアにより交付決定前に着工する場合は、事前にその理由を十分検討して必要最小限に留めるよう助成対象者を指導するほか、着工後においても必要な指導を十分に行うことにより事業が適正に行われるようにするものとする。

オ 助成対象者は、事業に着工したときは、速やかに、その旨を事業実施主体に別紙様式第 3-5 号による着工届を届け出るものとし、届出を受けた事業実施主体は、助成対象者に対し必要な指導等を行った上で着工届（別紙様式第 3-5 号）を都道府県知事に届け出るものとする。

カ 都道府県知事は、事業実施主体に助言・指導を行うことにより、適正な事業の執行が図られるよう努めるものとする。

6 条件不利支援計画の重要な変更

条件不利支援計画の重要な変更は、次に掲げるものとし、5 の手続きに準じて行うものとする。

なお、これに該当しない変更に当たっては、事業の実施状況、社会・経済情勢の変化等を勘案し、適切に行うものとする。また、都道府県知事は、これらを掌握して事業実施主体を適切に助言・指導等を行うよう努めるものとする。

- (1) 成果目標の変更
- (2) 事業実施地区の変更
- (3) 助成対象事業内容の新設

7 事業の完了

- (1) 本事業は、原則として5の(2)により承認を受けた年度において事業を完了するものとする。
- (2) 事業実施主体は、助成対象者が事業を完了した場合には、竣工届(別紙様式3-6号)を提出させるものとする。

この場合、事業実施主体は当該届出に基づく出来高の確認を行い、不適正な事態がある場合は、助成対象者に手直し等の措置を指示し、事業の適性を期すものとする。

8 整備した施設等の管理運営等

事業実施主体は、助成対象者に対し以下の指導をするものとする。

(1) 管理方法

ア 整備した施設等について、助成金の交付目的に沿った適正な管理を行わせるため、耐用年数表に相当する期間に準じて処分制限期間を設定すること。

イ 施設等の管理状況を明確にするため財産管理台帳を備え置くこと。

ウ その管理する施設等について、共同で利用する施設等にあつては、以下のとおりとする。

(ア) 所定の手続を経て管理規程又は利用規程を定めること等により、適正な管理運営を行うこと。

(イ) 機械等の継続的活用を図り得るよう必要な資金の積立てに努めること。特に、補助金等を受けて圧縮記帳を行っている場合には、留意すること。

エ ウの管理規程又は利用規程には、次に掲げる事項のうち施設等の種類に応じ必要な項目を明記すること。

(ア) 事業名及び目的

(イ) 種類、名称、構造、規模、型式及び数量

(ウ) 設置場所

(エ) 管理主体名並びに管理責任者の役職及び氏名

(オ) 利用者の範囲

(カ) 利用方法に関する事項

(キ) 利用料に関する事項

(ク) 保全に関する事項

(ケ) 償却に関する事項

(コ) 必要な資金の積立てに関する事項

(サ) 管理運営の収支計画に関する事項

(シ) その他必要な事項

オ 施設等の管理運営状況を明らかにし、その効率的運用を図るため、施設等の管理運営日誌又は施設利用簿等を適宜作成し、整備保存するとともに、アで設定した期間の間、各年度に少なくとも一度事業実施主体に提出すること。事業実施主体は、施設等の管理状況を明確に把握し、必要に応じて助成対象者に指導を行うなど、適正な管理運営等が行われるよう努めるものとする。

また、過去に他の補助事業により整備した施設等についても同様に適切な管理運営等を行うこと。

なお、機械等の利用状況等が低調な場合、事業実施主体は、次の措置を講じるものとする。

(ア) 事業実施主体は、機械等の利用計画に対する利用状況等について、次に掲げる状況が3ヶ年(bの(a)にあつては2ヶ年)継続している場合にあつては、助成対象者に対してその原因を十分分析させ、具体的かつ実現可能な改善計画を作成するよう指導し、改善計画の達成が見込まれるまでの間、その状況を報告させるものとする。

a 利用計画に対する利用状況が70%未満

- b 処理・加工、販売、食材供給等の機能を有する施設にあっては、次に掲げるとおりとする。
 - (a) 施設で取り扱う農畜産物の仕入・委託販売額のうち地区内農畜産物の割合が50%未満
 - (b) 当該施設の収支率が80%未満
 - (c) 収入計画に対する収入実績の割合が70%未満
 - (イ) 事業実施主体は、(ア)により改善計画の達成状況を把握した結果、改善計画に沿った利用を行うことが期待しがたいと判断した場合には、助成対象者に対して機械等の利用計画の変更等を検討させるものとする。
- (2) 財産処分の手続
- 事業実施主体は、助成対象者が整備した施設等について、(1)のAで設定した処分制限期間内に、当該助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供しようとするときは、補助金適正化法第22条に準じた財産処分として、市町村交付規則等に基づき、別紙様式第3-7号により事業実施主体の承認を受けさせるものとする。
- また、事業実施主体は、当該申請の内容を承認するときは、財産処分の基準等に留意し、その必要性を検討するとともに、財産処分の基準等の定めるところにより、都道府県知事の承認を受けなければならない。
- この場合において、都道府県知事は、事業実施主体からの当該申請の内容を承認するときは、財産処分の基準等の定めるところにより、その必要性を検討するとともに、あらかじめ、地方農政局長の承認を受けなければならない。
- (3) 災害の報告
- ア 助成対象者は、天災その他の災害により、交付対象事業が予定の期間内に完了せず、又は交付対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその旨を別紙様式第3-8号により、事業実施主体に報告し、その指示を受けるものとする。
- なお、報告に当たっては、災害の種類、被災年月日、被災時の工事進捗度、被災程度、復旧見込額及び防災、復旧措置等を明らかにした上で被災写真を添付するものとする。
- また、事業実施主体は、必要がある場合、現地調査等を実施し、報告事項の確認を行うものとする。
- イ 事業実施主体は、アの報告を受けたときは、当該施設等の被害状況を調査確認し、遅滞なく、調査の概要、対応措置等を付し、別紙様式第3-8号により、都道府県知事に報告するものとする。
- なお、都道府県知事は、必要に応じて事業実施主体に対し指導を行うものとする。
- ウ 都道府県知事は、イの報告の後、当該施設等の復旧が不可能であると判断した場合には、承認基準の定めるところにより、地方農政局長に報告を行い、その承認を受けるものとする。
- (4) 増築等に伴う手続
- 助成対象者は、整備した施設等について、施設等の移転若しくは更新又は生産能力、利用規模、利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築等を当該施設等の処分制限期間内に行うときは、あらかじめ、別紙様式第3-9号により、事業実施主体に届け出て、必要に応じその指示を受けるものとする。
- 事業実施主体は、当該届出を受けたときは、当該施設等の状況を調査確認し、その状況を別紙様式第3-9号により都道府県知事に報告するものとする。
- なお、都道府県知事は、必要に応じて事業実施主体に対し指導を行うものとする。

第2 目標達成状況の報告等

- 1 事業実施主体は、条件不利支援計画の承認年度から目標年度前年度までの間における毎年度、条件不利支援計画に定められた成果目標の達成状況を経営体育成支援事業目標達成状況報告書（条件不利地域補助型）（別紙様式第3-10号）により都道府県知事に報告するものとする。
- 2 都道府県知事は、1による報告を受けた場合は、その内容について点検し、条件不利支援

計画に定められた当該年度における成果目標が達成されていないときその他必要と判断したときは、事業実施主体に対して改善計画を提出させるなど、適切な指導を行うものとする。

特に点検の結果、当該年度における成果目標の達成状況が50%未満である事業実施主体に対しては、助成対象者の了解を得た上で、10a当たりの販売価格や生産コストなどの必要なデータ等の提出を受け、関係部局と連携を密にし、重点的に助言・指導を行うものとする。

都道府県知事は、この点検結果及び指導内容を、地方農政局長に翌年度の7月末までに報告するものとする。

- 3 地方農政局長は、2による報告を受けた場合は、当該年度における成果目標の達成状況の点検を行うこととし、この結果を踏まえ、必要に応じて都道府県知事を指導するとともに、北海道の場合を除き、その点検結果及び指導内容を経営局長に報告するものとする。
- 4 事業実施主体、都道府県知事及び地方農政局長は、成果目標の達成状況及び点検結果を取りまとめ、公表するものとする。なお、経営局長にあつては、3による地方農政局長からの報告（北海道にあつては2による報告）を取りまとめ、公表するものとする。
- 5 地方農政局長は、2による報告のほか、必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、事業実施状況等について報告を求めることができるものとする。

第3 事業の評価

- 1 事業実施主体は、目標年度における条件不利支援計画に定められた成果目標の達成状況について自ら評価し、その達成状況を経営体育成支援事業目標達成状況報告書（条件不利地域補助型）（別紙様式第3-10号）により都道府県知事に報告するものとする。

事業実施主体は、報告に当たり、成果目標が達成されていない場合には、対象となる経営体ごとに、その理由及び地域への影響等を別紙様式3-11号により整理して報告するものとする。

- 2 都道府県知事は、1の報告を受けた場合は、その内容について点検評価し、条件不利支援計画に定められた当該年度における成果目標が達成されていないときその他必要と判断したときは、事業実施主体に対して改善計画を提出させるなど、適切な指導を行うとともに、その点検評価結果及び指導内容を地方農政局長に、翌年度の7月末までに報告するものとする。
- 3 都道府県知事は、2の指導を行った結果、条件不利支援計画に掲げた成果目標の全部又は一部が達成されない場合には、事業実施主体に対し、目標年度の翌々年度までには当該成果目標が達成されるよう事業実施主体に対し、継続的に助言・指導を行うものとする。

なお、都道府県知事は、助言・指導を行った結果、目標年度の翌々年度までに当該成果目標を概ね達成することが困難であると認められる場合には、事業実施主体に事業を中止させるなど、適切な措置を講じるものとする。

ただし、天災その他自己の責に帰さない原因により当該成果目標が達成されない場合には、期間を延長した上で適切な措置を講じるものとする。

- 4 地方農政局長は、2による報告を受けた場合は、成果目標の達成状況の評価を行うこととし、この結果を踏まえ、必要に応じて都道府県知事を指導するとともに、北海道の場合を除き、その点検評価結果及び指導内容を経営局長に報告するものとする。
- 5 事業評価を行った事業実施主体、都道府県知事及び地方農政局長は、その結果を公表するものとする。なお、経営局長にあつては、4による地方農政局長からの報告（北海道にあつては2による報告）を受けた評価結果を取りまとめ、公表するものとする。

第4 国の助成措置等

- 1 本文第7により国が行う補助の額は、以下により算定するものとする。

(1) 条件不利地域補助型経営体育成支援事業

ア 事業実施主体ごとの補助率は2分の1以内とし、条件不利支援計画に位置付けられた助成対象者の事業内容ごとの助成金の額を合計した額を補助するものとする。

イ 事業実施主体がそれぞれの条件不利支援計画に位置付けられた助成対象者に交付する助成金の額は、事業内容ごとに補助率を乗じて得た額の合計額又は4,000万円のいずれか低い額を限度とする。

(2) 附帯事務費

国は、予算の範囲内において、本事業の実施に関する事務及び指導・監督等に要する経費の2分の1以内を補助するものとする。

なお、交付の対象となる附帯事務費の額は、対象となる事業に要する総事業費に本文別表2に定める附帯事務費の率を乗じて得た額とし、補助対象範囲は、本文別表3に定めるとおりとする。

2 国は、次に掲げる方法により算定された額を都道府県に配分するものとする。

(1) 事業実施地区ごとに、助成対象者の取組内容を別表3-3の都道府県配分基準表（条件不利地域補助型経営体育成支援事業）に基づきポイント化し、その合計値を総事業費で割り戻し、配分基準ポイントを算出する。

(2) 予算額の範囲内で(1)で算出した配分基準ポイントの高い事業実施地区から順に当該事業実施地区における(1)のポイント化を行った各助成対象者の要望額を都道府県ごとに配分する。

なお、(1)で算出した配分基準ポイントが同一の場合には、事業実施地区の実要望国費が小さい事業実施地区を上位とする。

第5 関係書類の整備

事業実施主体及び助成対象者は、事業終了年度の翌年度から起算して5年間、本事業の実施に係る、次に掲げる関係書類等を整理保存しておくものとする。ただし、本事業により取得し、又は効用の増加した財産で市町村交付規則等に定める処分制限期間を経過しない場合においては、5の施設管理関係書類を整理保存するものとする。

1 予算関係書類

(1) 事業実施に関する議会（総会等）の議事録及び代行施行を選択した場合にあっては代行施行によることの理由書

(2) 予算書及び決算書

(3) 分（負）担金賦課明細書

(4) その他

2 工事施工関係書類

（直営施行の場合）

(1) 実施設計書及び出来高設計書

(2) 工事材料検収簿及び同受払簿

(3) 賃金台帳及び労務者出面簿

(4) 工事日誌及び現場写真

(5) その他

（請負施行、委託施行及び代行施行の場合）

(1) 実施設計書及び出来高設計書

(2) 入札てん末書

(3) 請負契約書

(4) 工事完了届及び現場写真

(5) その他

3 経理関係書類

(1) 金銭出納簿

(2) 分（負）担金徴収台帳

(3) 証拠書類（見積書、請求書、入出金伝票、領収書及び借用証書等）

(4) その他

4 往復文書

交付申請から実績報告に至るまでの申請書類並びに交付決定に当たっての書類及び設計書等

5 施設管理関係書類

(1) 管理規程又は利用規程

(2) 財産管理台帳

(3) その他

第6 フォローアップ

事業実施主体は、条件不利支援計画に位置付けられた助成対象者の経営状況の把握に努め、関係機関及び融資機関並びに基金協会等との連携により、助成対象者の経営発展に向けた取組に対するフォローアップに努めるものとする。

別表 3 - 1

条件不利地域補助型における助成対象となる事業内容等

助成対象となる事業内容	実施要件等
<p>1 農業用機械等の導入</p> <p>(1) 農業用機械等</p> <p>(2) 乾燥調製に必要な乾燥機、糶摺り機、袋詰め機、色彩選別機及び建物等の整備</p> <p>(3) 農畜産物の集出荷に必要な選別・選果用機械、冷却・冷蔵用機械、検査用機械、出荷用機械及び建物等の整備</p> <p>(4) 野菜、果樹等の育苗に必要な施設の整備</p> <p>(5) 農畜産物の処理・加工・冷蔵・貯蔵・包装用機械及び建物等の整備</p> <p>(6) 高品質堆肥製造・保管に必要な機械施設の整備</p> <p>(7) 農業用水の配管・ポンプ等の整備</p> <p>(8) 防除機能、土づくり機能等の機能を持つ共同施設と併せて受益地区の区域内に設置される栽培機能の他に育苗機能を併せ持つ生産施設の整備</p> <p>(9) 販路拡大・鮮度維持等のための施設の整備</p> <p>(10) 地域食材供給に必要な処理加工機械施設の整備</p> <p>(11) 栽培管理技術・経営管理に関する指導・研修、土壌分析、作物の品質検定、土地の利用調整等に必要な機器の整備</p>	<p>(1) の農業用機械にあっては、1 / 3 以内（ただし、沖縄県で実施する場合及び水稻直播機、細断型ロールベラー、稲発酵粗飼料用ロールベラー、家畜ふん尿の処理利用に係る機械は 1 / 2 以内）</p>
<p>2 簡易な基盤整備</p> <p>(1) 区画整理 農用地の区画の拡大、整形、換地及び面的工事と一体的に行うかんがい排水、暗きょ排水並びに農道等の整備</p> <p>(2) 畦畔整備 畦畔の除去及び改善</p> <p>(3) 用排水整備 用水路、排水路及びこれらの附帯施設の新設及び改修</p> <p>(4) 農道整備 農業上の利用に供する道路及び農地と農業用関連施設を結ぶ道路の新設及び改良</p> <p>(5) 農地保全整備 客土、土壌改良、ため池改修及び冠水防止のための排水ポンプ、地滑り対策のためのブロック積み・杭打ち、抜根等遊休地改良、ほ場進入路整備等の整備</p> <p>(6) 建物用地整備 新規就農者のための滞在施設用地の造成、農業用施設用地の造成及び改良、経営多角化のための施設用地の造成</p> <p>(7) 交換分合 農用地の交換・分割並びに合併等による農用地の集団化のための土地評定、測量及び許可申請</p>	<p>受益面積は 1 事業地区について 5 ha 未満とする。</p>

別表 3 - 2

事業実施地区の成果目標及び経営体の成果目標の目標水準

目標項目	目標水準 (事業実施年度の翌々年度の姿)
①経営面積の拡大	利用権の設定等又は農作業の受託をして条件不利支援計画策定時点より経営面積の拡大を行う。
②耕作放棄地の解消	過去1年間以上作付けが行われていない農地を対象として、所有権の移転又は使用貸借等により条件不利支援計画策定時点より経営面積の拡大を行う。
③農業の6次産業化	自らが農産物（その過半が当該事業実施地区内で生産されたものに限る。）の加工、直売若しくは契約栽培等の拡大に取り組み、又は事業分野が異なる法人等と契約等により事業の連携関係を構築する。
④農産物の高付加価値化	農産物の生産において、新品種の導入、栽培及び管理技術の改善等により品質向上等農産物の付加価値向上に取り組む。
⑤農業経営の複合化	土地利用型作物の生産、園芸作物の生産、畜産経営などを組み合わせ、複合的な農業経営の展開に取り組む。
⑥農業経営の法人化	目標年度までに法人化する。
⑦雇用	外部からの常時雇用の増加に取り組む。

都道府県配分基準表（条件不利地域補助型）

項目	目標水準	点数
① 経営面積の拡大	利用権の設定等又は農作業の受託をして条件不利支援計画策定時点より経営面積の拡大を行う。	1 経営体につき 1 点
② 耕作放棄地の解消	過去 1 年間以上作付けが行われていない農地を対象として、所有権の移転又は使用貸借等により条件不利支援計画策定時点より経営面積の拡大を行う。	1 経営体につき 1 点
③ 農業の 6 次産業化	自らが農産物（その過半が当該事業実施地区内で生産されたものに限る。）の加工、直売若しくは契約栽培等の拡大に取り組み、又は事業分野が異なる法人等と契約等により事業の連携関係を構築する。	1 経営体につき 1 点
④ 農産物の高付加価値化	農産物の生産において、新品種の導入、栽培及び管理技術の改善等により品質向上等農産物の付加価値の向上に取り組む。	1 経営体につき 1 点
⑤ 農業経営の複合化	土地利用型作物の生産、園芸作物の生産、畜産経営などを組み合わせ、複合的な経営の展開に取り組む。	1 経営体につき 1 点
⑥ 農業経営の法人化	現在、法人化している、又は目標年度までに、法人化することとしている。	1 経営体につき 1 点
⑦ 新規就農	事業実施年度に就農する者又は就農後 5 年度以内の者である。	1 経営体につき 2 点 なお、45 歳までに就農した者である場合は、1 経営体につき 3 点加算する。
⑧ 雇用	現在、外部から常時雇用している、又は目標年度までに、常時雇用することとしている。 なお、臨時雇用は、事業実施前 1 年度内の雇用者について延べ 240 人・日を常時雇用 1 名として算定する（小数点以下第 1 位まで求める（少数点第 2 位以下は切り捨て。）。）。	1 経営体につき 2 点

平成 年度経営体育成支援計画書 (条件不利地域補助型経営体育成支援事業)

都道府県名	市町村名	地区名	事業実施年度	目標年度	事業実施主体

I 事業実施地区の概要

対象地域の概要	
1. 農家1戸当たりの平均農地面積がおおむね0.5ha(北海道は2ha)未満であり、かつ農地面積が0.5ha(北海道は2ha)未満の農家がおおむね5割以上を占める地域	平均農地面積 農地面積0.5ha(北海道は2ha)未満の農家の割合
2. 販売農家に対する副業的農家の割合が7割(北海道は3割)以上の地域であって、主業農家の割合が1割(北海道は6割)以下の地域	販売農家に対する副業的農家の割合 主業農家の割合
3. 1及び2以外の地域であって、地形的条件等から事業実施主体が認める地域	(理由)
地域農業の現状と課題	
経営体の育成・確保に向けた取組方針	

II 事業実施地区の成果目標

(単位:人、経営体)

成果目標項目	現状	1年度目 (○年度)	2年度目 (○年度)	目標年度 (3年度目)
① 経営面積の拡大	/			
② 耕作放棄地の解消	/			
③ 農業の6次産業化	/			
④ 農産物の高付加価値化	/			
⑤ 農業経営の複合化	/			
⑥ 農業経営の法人化	/			
⑦ 雇用	/			

(注)経営体調査において、各経営体が設定した項目について、各項目の延べ経営体数を設定すること。

[目標設定の考え方及び事後評価の具体的な検証方法]

成果目標項目	目標設定の考え方	事後評価の検証方法

(注)地区の成果目標を設定した項目について、目標設定の考え方及び事後評価の検証方法について具体的に記載すること。

III 施設整備計画

(単位:円)

区 分	事業費 E=A+B+C+D	負担区分				備 考 (適否(事業費の0.4%以内))
		国庫補助金 A	都道府県費 B	市町村費 C	その他 D	
1. 事業費						経営体
2. 市町村附帯事務費			/		/	
計						

(注)(別添2)経営体調査書を添付すること。

[附帯事務費の具体的内容]

	具体的な用途
市町村附帯事務費	

IV 事業実施主体の概要

市町村名		代表者名	
事務局担当部局		事務責任者	(役職) (氏名)
電話・ファックス	TEL FAX	事務担当者	(役職) (氏名)

V 市町村域を超える場合の調整

□	事業実施地区が市町村域を超える場合に関係自治体と調整を行っている。
	調整内容等について

(注)市町村域を超えて実施している場合に関係自治体と調整した場合に□にチェックを入れること。

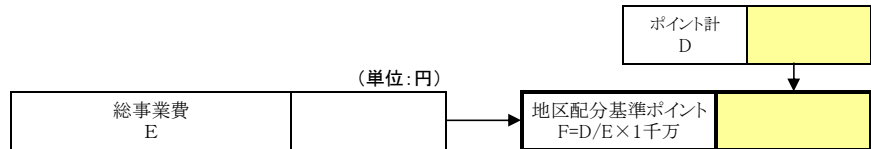
[添付資料]

1. 別紙様式第3-1号別添1 予算の配分基準ポイント(条件不利地域補助型)
2. 別紙様式第3-1号別添2 条件不利地域補助型経営体調査
3. 別紙様式第3-1号別添3 助成対象者要件適合確認書
4. 計画位置図
 計画位置図は、既存の市町村地形図等を用い、次の要領で作成するものとする。
 - (1) 実施地区を黒色の実線で囲む。
 - (2) 助成対象者ごとの受益範囲を色分けして図示する。
 - (3) 農地等の改良、造成又は復旧の場合、施行位置を事業ごとの色で囲む(農道等の線の事業については、該当路線等を図示)。
 - (4) 農業用機械・施設の施行位置は、設置場所(機械については保管場所)を事業ごとの色で図示する。
 - (5) 施行位置は、対象経営体、事業内容の異なる個々の事業ごとに図示し、実線を引いて余白に当該事業の対象経営体名、事業内容を表示する。
5. 対象地域が別記3の第1の2の要件を満たすことが分かる資料
6. 対象経営体が法人、特定農業団体、集落営農組織その他任意団体の場合は、当該団体の定款、規約、構成員の状況及びその他経営状況が分かる資料
7. 事業実施主体が定める本補助金の交付に関する規程又は要綱等
8. その他都道府県知事が必要と認める資料

予算の配分基準ポイント (条件不利地域補助型経営体育成支援事業)

(単位:経営体)

配分基準項目		助成対象者数 A	点数 B	ポイント C=A×B
①	経営面積の拡大 利用権の設定等又は農作業の受託をして条件不利支援計画策定時点より経営面積の拡大を行う。		1経営体につき1点	
②	耕作放棄地の解消 過去1年間以上作付けが行われていない農地を対象として、所有権の移転又は使用貸借等により条件不利支援計画策定時点より経営面積の拡大を行う。		1経営体につき1点	
③	農業の6次産業化 自らが農産物(その過半が当該事業実施地区内で生産されたものに限る。)の加工、直売若しくは契約栽培等の拡大に取り組み、又は事業分野が異なる法人等と契約等により事業の連携関係を構築する。		1経営体につき1点	
④	農産物の高付加価値化 農産物の生産において、新品種の導入、栽培及び管理技術の改善等により品質向上等農産物の付加価値の向上に取り組む。		1経営体につき1点	
⑤	農業経営の複合化 土地利用型作物の生産、園芸作物の生産、畜産経営などを組み合わせ、複合的な経営の展開に取り組む。		1経営体につき1点	
⑥	農業経営の法人化 現在、法人化している、又は目標年度までに、法人化することとしている。		1経営体につき1点	
⑦	新規就農 事業実施年度に就農する者又は就農後5年度以内の者である。		1経営体につき2点	
		45歳までに就農した者である場合	1経営体につき3点	
⑧	雇用 現在、外部から常時雇用している、又は目標年度までに、常時雇用することとしている。 なお、臨時雇用は、事業実施前1年度内の雇用者について延べ240人・日を常時雇用1名として算定する(小数点以下第1位まで求める(少数点第2位以下は切り捨て。))。		1経営体につき2点	



【記載要領】

・事業に取り組むこととしている助成対象者の目標水準について作成すること。

条件不利地域補助型経営体調書

No	助成対象者名	住 所	代表者名 (法人等の場合に記載)

I 助成対象者の概要

<input type="checkbox"/> 1. 農業者等の組織する団体 (構成農家戸数 戸)	<input type="checkbox"/> 2. 農業協同組合	<input type="checkbox"/> 3. 土地改良区	<input type="checkbox"/> 4. 農業委員会
<input type="checkbox"/> 5. 第3セクター等	<input type="checkbox"/> 6. 参入法人(注)		

(注) 該当する□にチェックを入れること。1.に該当する場合は構成農家戸数を記入すること。

6.に該当する場合は、助成対象者要件適合確認書(別紙様式第3-1号別添3)を作成の上、添付すること。

II 事業内容等

No	事業内容 (機械等名、規模、台数等)	着工(契約) 予定年月日	竣工予定 年月日	農業機械等の保管・設置・施工住所
1				
2				
3				

No	事業費 (円) A=B+C+D+E	資金調達計画(円)				担保措置 の有無	耐用 年数 (年)	備考
		助成金 B	地方公共団体等					
			都道府県 C	市町村 D	その他 E			
1						<input type="checkbox"/>		
2						<input type="checkbox"/>		
3						<input type="checkbox"/>		
計								

(注) 「担保措置の有無」の欄は、融資のための担保に供する場合、□にチェックを入れること。

「耐用年数」の欄は、導入する機械等の耐用年数を記載すること。

III 配分基準表該当項目

助成対象者の配分基準

<input type="checkbox"/> ①経営面積の拡大	<input type="checkbox"/> ②耕作放棄地の解消	<input type="checkbox"/> ③農業の6次産業化	<input type="checkbox"/> ④農産物の高付加価値化	<input type="checkbox"/> ⑤農業経営の複合化	<input type="checkbox"/> ⑥農業経営の法人化	<input type="checkbox"/> ⑦新規就農	<input type="checkbox"/> ⑦のうち45歳以下	<input type="checkbox"/> ⑧雇用
-----------------------------------	------------------------------------	------------------------------------	--------------------------------------	------------------------------------	------------------------------------	--------------------------------	------------------------------------	------------------------------

(注) 当該項目については、市町村と相談の上記載すること。

IV 経営体の成果目標

項 目	関連する 事業内容No	現 状	1年度目 (○年度)	2年度目 (○年度)	目標年度 (3年度目)	整備内容との関連の考え方
①						
②						
参考 (任意)	10aあたり販売価格					
	10aあたり生産コスト					
	10aあたり経営コスト					

(注) 1 成果目標は1つは設定すること。

2 「参考」の「現状」欄については、直近の決算書類等により記載し、それ以降目標年度までの見込みを記載する。

V 機械等の利用計画

No	管理主体	管理運営	利用(稼働)期間及び利用者(年間)	機械利用又は施設運営に係る収入/年間(千円)	機械利用又は施設運営に係る支出/年間(千円)	利用目標			
						主な経営類型 上位4つ+その他	農家数(戸)	耕地面積(ha)	農業所得(千円)
		職員 人		内訳)	内訳)				
		パート 人							

機械等に係る目標				
受益面積	対象作物	稼働目標(処理量等)/年間	期待される効果	適正かつ十分な利用が見込まれる理由

- (注) 1 IIの事業内容等の事業内容欄に記載した機械等ごとに記入すること。
 2 記入欄は対象経営体数等に応じて適宜挿入すること。

VI 関連事業の実施状況

- (1) 実施の有無 (2) 過去に実施した事業の概要

□	番号	事業名	実施年度	事業内容	事業費(千円)	国費(千円)

(注) 過去に関連事業を実施している場合は、□にチェックを入れること。

(3) 目標等の達成状況

番号	設定している目標項目名	現状	1年度目(○年度)	2年度目(○年度)	3年度目(○年度)	4年度目(○年度)	目標年度	備考

- (注) 平成21年度以降の関連事業の実施状況(予定を含む)を記載すること。
 これまでに実施した事業の目標の設定状況及び達成状況を記載すること(各事業の目標年度に併せて記載すること)。
 各年度の欄の上段には、事業実施時に設定した計画を記載し、下段には、実績を記載すること。
 設定した目標項目について全て記載すること。

助成対象者要件適合確認書

No	対象経営体名	組織形態	業 種	農業従事者数
				人

I 3戸以上の農家から利用権の設定等を受ける農用地の利用集積等に係る目標及び達成プログラム

権利設定等の内容		目標及び達成プログラム				
		事 項	現在	1年度目	2年度目	目標年度(3年度目)
		利用集積面積(ha)				
契約期間		農家数(戸)				

(注)農作業の委託に係るものは上段に()書きすること。

II 3戸以上の農家から原料供給を受けて行う加工等に係る目標及び達成プログラム

契約の内容		目標及び達成プログラム				
		事 項	現在	1年度目	2年度目	目標年度(3年度目)
		原料名				
契約期間		農家数(戸)				

(注)複数の原料を供給する場合にあつては、適宜欄を追加して記載すること。

III 会社における資本金等の要件

資本金等の額		常時使用する従業員数	大企業から出資を受けている場合、会社法第2条第3号に定める子会社の該当の有無
資本金額	万円	人	□ 有 □ 無
出資総額	万円		

(注)「大企業から出資を受けている場合、会社法第2条第3号に定める子会社の該当の有無」欄については、該当する□にチェックを入れること。
また、「大企業とは」資本金の額又は出資の総額が3億円を超え又は常時使用する従業員の数が300人を超える法人をいう。

平成○年度条件不利地域補助型経営体育成支援計画成果目標妥当性等協議申請書

番 号
年 月 日

○○農政局長 殿
北海道にあつては、農林水産省経営局長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事 ○ ○ ○ ○ 印

経営体育成支援事業実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7296号農林水産事務次官依命通知）別記3の第1の5の（2）のウの規定に基づき下記地区における成果目標等について関係書類を添えて協議する。

記

市町村名	地区名

（注） 関係書類として、条件不利地域補助型経営体育成支援計画書（別紙様式第3-1号）及び都道府県別実施計画（別紙様式第3-3号）を添付すること。

なお、条件不利地域補助型経営体育成支援計画書の添付書類については、原則として不要とするが、融資主体型補助事業対象経営体調書（別紙様式第3-1号別添2）及び地方農政局長が必要と認める資料について添付すること。

都道府県別実施計画(条件不利地域補助型経営体育成支援事業)

I 都道府県別実施計画

区分	事業費 E=A+B+C+D	負担区分				備考
		国費 A	都道府県費 B	市町村費 C	その他 D	
1 事業費						
条件不利地域補助型経営体育成支援事業						経営体
2 附帯事務費						適否(都道府県:1の事業費の1.7%以内 市町村:1の事業費の0.4%以内)
(1)都道府県附帯事務費						
(2)市町村附帯事務費						
計						

(注)都道府県附帯事務費がある場合は入力すること。

[都道府県附帯事務費の具体的な用途]

	具体的な用途
都道府県附帯事務費	

II 都道府県域を超える場合の調整

<input type="checkbox"/>	事業実施地区が都道府県域を超える場合に関係自治体と調整を行っている。
<input type="checkbox"/>	調整内容等について

(注)都道府県域を超えて実施している場合に関係自治体と調整した場合に口々にチェックを入れること。

III 事業完了(予定)年月日 平成 年 月 日

IV 収支予算(精算)

(1) 収入の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
国庫補助金	円	円	円	円	
その他					
計					

(2) 支出の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
1. 事業費	円	円	円	円	
条件不利地域補助型経営 体育成支援事業					
2. 附帯事務費					
計					

[添付資料]

1. 都道府県が定める本補助金の交付に関する規程又は要綱等
2. 別紙様式第3-3号別添1 条件不利地域補助型経営体育成支援事業実施内容(内訳)
 - 別紙様式第3-1号 経営体育成支援計画書(条件不利地域補助型)
 - 別紙様式第3-1号別添1 予算の配分基準ポイント
 - 別紙様式第3-1号別添2 条件不利地域補助型対象経営体調査書
 - 別紙様式第3-1号別添3 助成対象者要件適合確認書
3. その他地方農政局長が必要と認める資料

条件不利地域補助型経営体育成支援事業実施内容（内訳）

市町村名	地区名	助成経営体ごとの実施内容										経営体の成果目標の設定状況 (目標設定している場合「○」を記入)															
		地区ごとの助成経営体の整理番号	助成対象者名 (合計は経営体数)		対象者区分		整備内容		実施年度	機械・施設名称及び能力・規模等 ※○台、馬力・○条刈り、 ○棟○㎡等	事業費 (円)	国費 (円)	都道府 県費 (円)	市町村 費 (円)	その他 (円)	備 考	①経営 面積の 拡大	②耕作 放棄地 の解消	③農業 の6次 産業化	④農産 物の高 付加価 値化	⑤農業 経営の 複合化	⑥農業 経営の 法人化	⑦雇用				
			整理 番号	(確認用)	整理 番号	(確認用)																					
		1																									
合計		1																									

- (注)
- 1 記入は、1施設を単位とする。
 - 2 整理番号欄のある項目は「条件不利地域補助型整理番号表」を参照の上、該当する番号を記入する。
 - 3 実施済みの場合にあつては、実績又は実績見込みの内容を記入する。
 - 4 備考欄は、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額○○○円 うち国費○○○円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入する。
 - 5 事業内容に変更があつた場合は、上段に変更前の内容を括弧書きで記載し、下段に変更後の内容を記載する。

○条件不利地域補助型経営体育成支援事業整理番号表

①対象者区分

番号	区分
1	農事組合法人
2	農業生産法人
3	特定農業法人
4	特定農業団体
5	集落営農組織
6	農用地利用改善団体
7	その他法人
8	その他任意団体
9	参入法人
10	農協
11	土地改良区
12	農業委員会
13	第3セクター等

②整備内容

番号	施設等名
1	整理合理化通知の記に基づき交付の対象となる農業用機械等
2	乾燥調製に必要な乾燥機、糶摺り機、袋詰め機、色彩選別機及び建物等の整備
3	農畜産物の集出荷に必要な選別・選果用機械、冷却・冷蔵用機械、検査用機械、出荷用機械及び建物等の整備
4	野菜、果樹等の育苗に必要な施設の整備
5	農畜産物の処理・加工・冷蔵・貯蔵・包装用機械及び建物等の整備
6	高品質堆肥製造・保管に必要な機械施設の整備
7	農業用水の配管・ポンプ等の整備
8	防除機能、土づくり機能等の機能を持つ共同施設と併せて受益地区の区域内に設置される栽培機能の他に育苗機能を併せ持つ生産施設の整備
9	販路拡大・鮮度維持等のための施設の整備
10	地域食材供給に必要な処理加工機械施設の整備
11	栽培管理技術・経営管理に関する指導・研修、土壌分析、作物の品質検定、土地の利用調整等に必要な機器の整備
12	区画整理
13	畦畔整備
14	用排水整備
15	農道整備
16	農地保全整備
17	建物用地整備
18	交換分合

番 号
年 月 日

〇〇県（都道府）知事 殿
（〇〇市（町村）長 殿）

〇〇市（町村）長 印
（経営体名
代表者氏名 印）

平成〇〇年度経営体育成支援事業（条件不利地域補助型経営体育成支援事業）
に係る交付決定前着工届の提出について

平成〇年度条件不利地域補助型経営体育成支援計画に基づく別添事業について、下記条件を了承の上、交付金交付決定前に着工したいので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体（助成対象者）が負担すること。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着工から交付金交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこと。

別 添

助成対象者名	事業内容 (機械等名、規模、台数等)	事業費	着工予定 年 月 日	竣工予定 年 月 日	理 由

番 号
年 月 日

〇〇県（都道府）知事 殿
（〇〇市（町村）長 殿）

〇〇市（町村）長 印
（経営体名
代表者氏名 印）

平成〇〇年度経営体育成支援事業（条件不利地域補助型経営体育成支援事業）に係る着工（契約）届の提出について

平成〇年度条件不利地域補助型経営体育成支援計画に基づく事業について、下記のとおり着工（契約）を届け出ます。

記

整備内容（機械・施設名等）	
事業費（円）	
着工（契約）住所	
契約年月日	
完了予定年月日	

注：工程表等を添付すること。

年 月 日

〇〇市（町村）長 殿

経営体名
代表者氏名 印

平成〇〇年度経営体育成支援事業（条件不利地域補助型経営体育成支援事業）に係る
竣工（納入）届の提出について

平成〇年度条件不利地域補助型経営体育成支援計画に基づく事業について、下記のとおり機械・施設等の整備が完了しましたので届け出ます。

記

整備内容（機械・施設等名）	
事業費（円）	
着工（契約）住所	
関係法令検査年月日	
〇〇法	
竣工検査年月日	
引き渡し年月日	
請負等業者	
工事管理者	

注1：「関係法令検査年月日」欄から「工事管理者」欄までは施設等工事を伴う場合のみ記入すること

2：必要に応じ、請負人等から完了届の写しを添付すること。

年 月 日

〇〇市（町村）長 殿

経営体名
代表者氏名 印

平成〇〇年度経営体育成支援事業（条件不利地域補助型経営体育成支援事業）で
取得又は効用の増加した施設等の処分の承認申請について

平成〇〇年度において経営体育成支援事業（条件不利地域補助型経営体育成支援事業）で取得
又は効用が増加した施設等を処分（目的外使用、譲渡、交換、貸付、担保）する必要が生じまし
たので、下記のとおりその承認を申請します。

記

- 1 承認申請に係る機械・施設の概要
 - (1) 機械・施設の所在地
 - (2) 機械・施設の構造、規格、規模等
 - (3) 事業費（うち助成金）
 - (4) 取得年月日
- 2 承認申請の理由
- 3 承認申請に係る事項
 - (1) 処分予定時期
 - (2) 処分（目的外使用、譲渡、交換、貸付、担保）の概要
 - ア 施設等の処分方法及び処分後の利用（稼働）計画
 - イ 処分に伴う条件等（例）処分に伴う助成金相当額について返納致します。
 - ウ 処分額又は処分するために必要とする改造等の内容及び所要事業費
 - (3) その他

[添付書類]

- 1 財産管理台帳の写し
- 2 その他市町村長が必要と認める書類

(注) 交換の場合にあつては、3の(3)を(4)とし、(2)の次に次の事項を追加する。

- (3) 交換の対象機械・施設の概要
 - ア 機械・施設の所在地
 - イ 機械・施設の構造、規格、規模等
 - ウ 取得予定価格及び取得方法
 - エ 機械・施設の利用計画
 - オ 交換に伴う条件等

番 号
年 月 日

地方農政局長（農林水産省経営局長
内閣府沖縄総合事務局長） 殿
（又は ○○県（都道府）知事 殿）

○○県（都道府）知事 印
（又は ○○○市（町村）長 印）

平成○○年度経営体育成支援事業（条件不利地域補助型経営体育成支援事業）で取得
又は効用の増加した施設等の災害報告について

平成○○年度において経営体育成支援事業（条件不利地域補助型経営体育成支援事業）で取得
又は効用が増加した施設等が災害（例：台風○○号）により被災したので、報告いたします。

記

1 被災機械・施設の概要

- (1) 地区名
- (2) 機械・施設の所在地
- (3) 機械・施設の構造及び規格、規模等
- (4) 事業費
 - ア 補助金
 - イ その他の負担金
- (5) 取得年月日

2 被災の概要

- (1) 被災の原因
例： 年 月 日台風第○○号による強風
(○○気象台調べ ○時○分 m/s (瞬間風速))
- (2) 被災の程度
例：○○㎡の被覆材及びパイプの破損
破損見積額

3 被害見積価格（復旧可能なものにあつては、復旧見込額）

4 その他（災害復旧計画及び資金計画）

[添付資料]

- 1 支援計画の写し
- 2 財産管理台帳の写し
- 3 管理運営規程
- 4 その他地方農政局長等が必要と認める書類

番 号
年 月 日

〇〇県（都道府）知事 殿

〇〇市（町村）長 印

平成〇〇年度経営体育成支援事業（条件不利地域補助型経営体育成支援事業）で取得
又は効用の増加した施設等の増築（模様替え、移転、更新等）届について

平成〇〇年度において経営体育成支援事業（条件不利地域補助型経営体育成支援事業）で取得
又は効用が増加した施設等を増築（模様替え、移転、更新等）したいので、下記のとおり届け出
ます。

記

- 1 増築の理由
- 2 増築に係る施設等の概要
 - (1) 地区名及び〇〇取組名
 - (2) 施設等の所在地
 - (3) 施設等の構造、規格、規模等
 - (4) 事業費
 - ア 補助金
 - イ その他の負担額
 - (5) 取得年月日

3 増築の概要

- (1) 増築
(例：増築 鉄骨スレート葺 〇〇㎡ 事業費 〇〇〇 千円
増設 〇〇ライン 〇〇箱/日処理 事業費 〇〇〇 千円)
- (2) 事業費の負担区分
- (3) 着工予定時期
- (4) 増築の効果

[添付資料]

- 1 支援計画書の写し
- 2 処理能力計算書
- 3 経営収支計画
- 4 建物平面図及び側面図並びに増設配置図
- 5 財産管理台帳の写し
- 6 その他都道府県知事が必要と認める書類

経営体育成支援事業目標達成状況報告書(○年度目)
(条件不利地域補助型経営体育成支援事業)

都道府県名	市町村名	地区名	事業実施年度	目標年度	事業実施主体

I 地区の成果目標

(単位:経営体、%)

項 目	目標 達成状況(上段:計画、下段:実績)			○年度目 達成状況 (%)
	1年度目	2年度目	目標年度 (3年度目)	
① 経営面積の拡大	-----	-----	-----	
② 耕作放棄地の解消	-----	-----	-----	
③ 農業の6次産業化	-----	-----	-----	
④ 農産物の高付加価値化	-----	-----	-----	
⑤ 農業経営の複合化	-----	-----	-----	
⑥ 農業経営の法人化	-----	-----	-----	
⑦ 雇用	-----	-----	-----	

II 経営体の成果目標

No	対象経営体名	項 目	現状	目標 達成状況(上段:計画、下段:実績)			○年度目 達成状況 (%)
				1年度目	2年度目	目標年度 (3年度目)	
				-----	-----	-----	
		参考 (任意)	販売価格(円/10a)	-----	-----	-----	
			生産コスト(円/10a)	-----	-----	-----	
			経営コスト(円/10a)	-----	-----	-----	

III 機械等の利用状況

No	助成対象者名	機械等名					
項目(評価基準)	算定指標	現 状 (計画時)	目 標 (3年度目)	達成状況			○年度目 達成状況 (%)
				1年度目	2年度目	目標年度 (3年度目)	
利用計画に対する 利用状況(70%以上)	○○○○(計画) A						
	○○○○(実績) B						
	利用状況(%) C=B/A						
地区内農畜産物の仕入・ 委託販売額の割合 (50%以上)	総販売額(千円) D						
	うち地区内農産物(千円) E						
	割合(%) F=E/D						
施設運営に係る収支率 (80%以上)	収入(千円) G						
	支出(千円) H						
	収支率(%) I=G/H						
収支計画に対する収入実 績割合(70%以上)	収入計画(千円) J						
	収入実績(千円) K						
	収入実績割合(%) L=K/J						

(注) 記入に当たっては、記入要領を参照のこと。

IV 達成状況に関する事業実施主体の所見(評価)

〔記入要領〕

1 「現状」「目標」欄は、経営体育成支援計画書(以下「支援計画」という。)及び経営体調書の成果目標の「現状」「目標年度」欄の内容を記入する。
I及びIIの「達成状況」欄の上段は、支援計画及び経営体調書にある計画を記入し、下段は、当該年度の実績を記載し、「○年度目達成状況(%)」欄はその年度の計画に対する達成状況を記入する。

2 IIの対象経営体の成果目標に関する達成状況は、支援計画の添付資料である経営体調書に掲げた経営体の成果目標の項目について、対象経営体ごとに記入する。なお、記入欄は対象経営体数等に応じて適宜挿入すること。

IIの経営体の成果目標達成状況の達成率は、(実績-現状)/(年度計画-現状)×100により求めるものとする。

(小数第2位は切り捨て、小数第1位まで記入する。)

「参考」欄については、
販売価格＝主な作物の10a当たり販売価格又は農業粗収益を記入する。
生産コスト＝主な作物の10a当たり生産費を記入する。
経営コスト＝10a当たり農業経営費を記入する。

3 IIIの機械等の利用状況のうち「利用計画に対する利用状況」の「算定指標」の欄には、利用率を算定するための指標を記入する(例:当該施設の受益面積、処理量、販売額、利用者数等)。

4 IIIの機械等の利用状況のうち「地区内農畜産物の仕入・委託販売額の割合」の欄及び「施設運営に係る収支率」の欄は、処理・加工、販売、食材供給等の機能を有する施設について記入する。

5 IIIの機械等の利用状況のうち「地区内農畜産物の仕入・委託販売額の割合」の欄は、当該施設において処理・加工、販売、食材供給される農畜産物のうち、支援計画の添付資料である経営体調書において仕入れ又は委託販売することとされた品目にかかる金額とする。

また、「うち地区内農産物」の欄は、農畜産物の仕入・委託販売額のうち、受益地域内で生産された農畜産物の品目にかかる金額とする。

6 IIIの機械等の利用状況のうち「達成状況」の欄は、次により記入する。

利用計画に対する利用状況	利用率が70%以上の場合は「○」を、70%未満の場合は「×」を記入
地区内農畜産物の仕入・委託販売額の割合	地区内農畜産物の割合が50%以上の場合は「○」を、50%未満の場合は「×」を記入
施設運営に係る収支率	収支率が80%以上の場合は「○」を、80%未満の場合は「×」を記入
収支計画に対する収入実績割合	収入実績割合が70%以上の場合は「○」を、70%未満の場合は「×」を記入

7 IVの「達成状況に関する事業実施主体の所見(評価)」の欄は、成果目標の達成状況を勘案して記入するものとし、達成に立ち遅れがある場合にはその要因を把握した上で、達成に向けた具体的な取り組み内容を記入すること。

また、目標年度において目標を達成していない場合は、別途、別紙様式3-11号により経営体ごとに未達成となった理由を整理し、目標達成に向けた具体的な改善措置及び達成見込時期等を記入するとともに、地域への影響等と構造政策を進めるための今後の取組方向を記入する。

経営体育成支援事業目標達成状況報告書(市町村)
(条件不利地域補助型経営体育成支援事業)

都道府県名	
-------	--

承認年度	市町村名	地区名	都道府県の点検（評価）における所見（評価）及び指導内容

- (注) 1 都道府県知事は、本様式を地方農政局長（北海道にあっては経営局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）へ報告する際、事業実施主体から提出された報告書に添付するものとする。
- 2 成果目標等が未達成であり、事業実施主体に対して指導を行った地区の場合は、所見(評価)と合わせて指導内容を記入し、目標等が達成している地区の場合は「—」を記入する。
なお、目標年度において目標を達成していない場合は、事業実施主体に対する指導内容等の記載を必須とする。
- 3 目標年度を超えて継続して評価を実施する場合も、同様とする。

経営体育成支援事業目標達成状況報告書(都道府県)
(条件不利地域補助型経営体育成支援事業)

農政局名	
------	--

承認年度	都道府県名	市町村名	地区名	都道府県の点検(評価)における所見(評価)及び指導内容を踏まえた地方農政局等の所見(評価)及び指導内容

(注) 1 地方農政局長は、本様式を経営局長へ報告する際、都道府県知事から提出された報告書に添付するものとする。

2 成果目標が未達成の地区のみについて記入し、都道府県知事から計画主体等に対して指導内容を踏まえた所見(評価)及び指導内容を記入する。

3 目標年度を超えて継続して評価を実施する場合も、同様とする。

目標未達成理由等の報告書

都道府県名	市町村名	地区名	事業実施年度	目標年度	事業実施主体

I 経営体ごとの成果目標の未達成理由等

No.	対象経営体名	成果目標	目標未達成となった主な理由等	目標達成に向けた改善措置 及び目標達成見込時期等

II 地区の成果目標ごとの未達成理由等

成果目標項目	未達成理由の総括	目標達成に向けた改善措置 及び目標達成見込時期等

III 地域への影響等と構造政策を進めるための今後の取組方向

<p>1 担い手への農地利用集積について</p> <p>2 必要となる中心経営体の育成について（任意）</p> <p>3 人・農地プランの作成・見直し等について（任意）</p> <p>4 未達成者への対応等その他</p>
--

〔記入要領〕

- Iの「目標未達成となった主な理由等」欄については、経営体の成果目標の項目ごとに主な理由を記入する。
また、「目標達成に向けた改善措置及び目標達成見込時期等」欄については、これまでの達成状況等の推移を踏まえ具体的な改善措置の内容、目標達成の見込とその時期について記入する。
- IIの「未達成理由の総括」欄については、必須目標となる地区の成果目標ごとに、未達成理由を総括的に整理する。
また、「目標達成に向けた改善措置及び目標達成見込時期等」欄についても、地区の成果目標ごとに具体的な改善措置の内容目標達成の見込とその時期について総括的に記入する。
- IIIについては、IIで整理した地区の成果目標未達成理由等を考慮の上で、①地区内の担い手への農地利用集積状況や出し手・受け手の現状等を踏まえた課題と今後の具体的な対応策、②地域が必要とする担い手と地域内での役割分担の状況等を踏まえた課題と今後の具体的な対応策、③人・農地プランと現状との乖離状況等を踏まえた具体的な対応策等、④未達成者への今後の対応やその他の課題と対策等について記入する。